

# 山口県報

平成19年  
2月2日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 二

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (五件) (厚政課) ..... 三

結核予防法の規定に基づく医療機関の指定 (健康増進課) ..... 四

解除予定保安林 (岩国市) (森林整備課) ..... 四

解除予定保安林 (森林整備課) ..... 四

保安林予定森林 (柳井市) (森林整備課) ..... 五

建築基準法第四十八条第十三項の規定による公開の意見の聴取 (建築指導課) ..... 五

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等 (会計課) ..... 六

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等 (物品管理課) ..... 六

公告  
一般競争入札の実施 (管財課) ..... 七

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) ..... 八

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) ..... 九

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催 (自然保護課) ..... 九

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 九

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) ..... 〇

一般競争入札の実施 (農林水産政策課) ..... 〇

換地計画書の縦覧 (二件) (農村整備課) ..... 二

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 二

教委規則 ..... 二

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則



### 山口県告示第四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年二月二日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社  
住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 ジャパンファインスチール株式会社  
所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電解式洗浄施設及び摩力入洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設並びに同表第六十六号の電気めつき施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 6 排水口	No. 5 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排 水 口	項目		排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )		
						変更後	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大			
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	鉱油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排出水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
"	"	"	"	"	"	七・二	八・二	八・三	二・八	三・七	三・八	六五〇・五五
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	八・五	一一・三	一一・四	二・五	六	〇・五一	七四五・一
"	"	"	"	"	"	七・一	八・二	八・三	二・五	七・四	〇・四九	六四五・五五
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	二	一一・三	一一・四	二・五	〇・三三	〇・九六	七四〇・一
"	"	"	"	"	"	七・一	八・二	八・三	二・五	七・四	〇・三三	一八
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	二	一一・三	一一・四	二・五	〇・三三	〇・九六	二八
"	"	"	"	"	"	七・一	八・二	八・三	二・五	七・四	〇・三三	二八
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	九	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八
"	"	"	"	"	"	二〇	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	二〇	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八
"	"	"	"	"	"	二〇	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	九	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八
"	"	"	"	"	"	二〇	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	二〇	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八
"	"	"	"	"	"	二〇	一一・三	一一・四	二・五	七・四	〇・三三	二八

山口県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	廃 止 年 月 日
おりたクリニク		柳井市中央一丁目八番一五号			平成二八、一、三〇
吉浦耳鼻咽喉科医院		柳井津四三四			" " "
高取整形外科医院		周南市飯島町一丁目六七			平成一六、一一、三一

金屋薬局

柳井市柳井津四三二

平成一八、" "

山口県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	指 定 年 月 日
後藤皮膚科クリニック		岩国市今津町三丁目一六番一五号			平成一九、一、一

おりたクリニック	柳井市中央一丁目八番一五号	平成一八、一二、
吉浦耳鼻咽喉科医院	九番一五号	〃
高取整形外科医院	周南市飯島町一丁目六七	平成一七、
徳久歯科クリニック	宇部市松山町一丁目七番二〇号	〃
アイリス薬局	大字東岐波二二二九の二〇	平成一九、

山口県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
-------------------	----------------	---------------	---------	-------	-------

株式会社岩国駅前内タクシ	岩国市室の木町一丁目七番三〇号	訪問介護事業 所 訪問介護 所 訪問介護 所	岩国市室の木町一丁目七番三〇号	訪問介護	平成一七、 一二、 一
--------------	-----------------	---------------------------------------	-----------------	------	-------------------

多田 良和	光市島田一丁目一番二二号	多田クリニツク	光市島田一丁目一番二二号	居宅療養管理指導	平成一五、 〇、 六
-------	--------------	---------	--------------	----------	------------------

合同会社グリーン	宇部市大字西岐波八〇八の二二	デイサービス りぼん	宇部市大字西岐波八〇八の二二	通所介護	平成一八、 〃
----------	----------------	---------------	----------------	------	------------

特定非営利活動法人といる	玖珂郡玖珂町六二七八の三七	ケアホームと いる	玖珂郡玖珂町九九二	〃	平成一七、 三、 一五
--------------	---------------	--------------	-----------	---	-------------------

特定非営利活動法人デイサービスロバー	大島郡周防大島町大字久賀四六〇二	特定非営利活動法人 デイサービス ロバー	大島郡周防大島町大字久賀四六〇二	〃	平成一九、 一、 一
--------------------	------------------	----------------------------	------------------	---	------------------

宇部商事株式会社	宇部市明治町一丁目九番一五号	宇部商事株式会社 シルバー事業所	宇部市明治町一丁目九番一五号	福祉用具貸与	平成一八、 四、 〃
----------	----------------	---------------------	----------------	--------	------------------

山口県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称	事業所の所在地	指定年月日
-----------------	------------	-----------------	---------	-------

有限会社ひまわり	大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二五	居宅介護支援事業所 ひまわり	大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二五	平成一八、 一二、 一
----------	----------------------	-------------------	----------------------	-------------------

山口県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

特定福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所 名称	事業所の所在地	指定年月日
-------------------	------------	-------------------	---------	-------

株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二二号	株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二二号	平成一八、 四、 一
--------------	-------------	--------------	-------------	------------------

山口県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
-------------------	----------------	---------------	---------	-------	-------

周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南西部 訪問介護センター	周南市清水一丁目九番五号	介護予防 訪問介護	平成一八、 四、 一
----------	---------------	---------------------	--------------	--------------	------------------

合同会社グ リーン	宇部市大字西 岐波八〇八の 二	デイサービス りぼん	宇部市大字西 岐波八〇八の 二	介護予 防護所	〃	一〇、 〃
特定非営利活 動法人という	岩国市玖珂町 六二七八の三 七	ケアホームと いう	岩国市玖珂町 九九二	〃	〃	四、 〃
特定非営利活 動法人いい日 の里	大島郡周防大 島町大字東安 の 三 下庄一六一の 三	デイサービス たすけあいい 日の里	大島郡周防大 島町大字東安 の 三 下庄一六一の 三	〃	〃	〃 〃
宇部商事株式 会社	宇部市明治町 一丁目九番一 五号	宇部商事株式 会社シルバー 事業所	宇部市明治町 一丁目九番一 五号	介護予 防護所 与	〃	〃 〃
株式会社河村 福祉サービス	〃 相生町 四番二号	株式会社河村 福祉サービス	〃 相生町 四番二号	〃	〃	〃 〃

**山口県告示第四十八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所 名 称	所在地	指定年月日
株式会社河村福 祉サービス	宇部市相生町四 番二号	株式会社河村福 祉サービス	宇部市相生町四 番二号	平成一八、 四、一

**山口県告示第四十九号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を  
担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所在地
後藤皮膚科クリニック	岩国市今津町三丁目一六番一五号

おりたクリニク	柳井市中央一丁目八番一五号
吉浦耳鼻咽喉科医院	〃 〃 九番一五号
高取整形外科医院	周南市飯島町一丁目六七
アイリス薬局	宇部市大字東岐波二二二九の二〇
錦見薬局	岩国市錦見一丁目三番一―二号
ころころ薬局	今津町三丁目一五番九一―号

**山口県告示第五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣  
から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
岩国市美和町北中山字大休二四七の二、二四八の三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

**山口県告示第五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保  
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
下関市豊北町大字粟野字蓋ノ井山八二三の一・字蓋ノ井八二五の一・豊北町大字田  
耕字白滝淵ノ口一九三〇の一・一九三〇の二・一九三〇の七・字白滝一九三二の二・  
一九三一の一〇・字女木二二三七八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由  
指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除予定保安林の所在場所  
萩市大字今魚店町字菊ヶ浜九九の三、九九の四
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

山口県告示第五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
柳井市柳井字森一六六九、字水越七三三四、七三三五の一、七三三五の二
- 二 指定の目的  
水源のかん養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
柳井市柳井字森一六六九・字水越七三三四・七三三五の一(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。( )
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

- 柳井市柳井字置場岩六一四の一、六一四の二、三三八二の一から三三八二の四まで、三三八二の一〇、三三八五の一、三三八六、字柳ヶ瀬六一五、六一六、三四〇六、字檜垣二〇二の一、二二〇二の四、二二〇三の一、二二〇四、二二〇五、四六四二、字金ヶ浴三三八九、字杉殿四六五九の一(次の図に示す部分に限る。)、四七九七

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
柳井市柳井字置場岩三三八二の一・三三八二の三・三三八二の四・三三八二の一〇・三三八五の一・三三八六・字金ヶ浴三三八九・字杉殿四六五九の一・四七九七(以上九筆)について次の図に示す部分に限る。( )
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十三項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関成

意見の聴取の理由 意見の聴取の場所  
 期日 平成十九年二月十日  
 第一種中高層住居専用地域内の萩市大字山田字西沖田四八二六の一及び四八二六の四においてゲートボール場の一部を製品倉庫に用途変更することについて 後三時 四日(水曜日)午後三時 ふれあいセンター

山口県告示第五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成十九年度において県が発注する業務(県庁舎等の清掃に係るものを除く。)(の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)(に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、税務電算システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務、グループウェアシステム再構築業務、漁業取締船りょうせいの中間検査業務、実習船青海丸の定期検査業務、小中学校ネットワークシステム開発業務並びに遺失物管理システム開発業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成十九年六月中旬同年十月一日から平成二十一年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているため当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) 共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合の競争入札参加資格及び当該競争入札参加資格の審査の申請の時期、方法等については、知事が別に定めるところによる。

山口県告示第五十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成十九年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)(に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	電気 住民基本台帳ネットワークシステムに係るサーバ等 サーバ用プリンタ ネットワークパソコン リニアック 抗インフルエンザウイルス薬 林業情報ネットワークシステム用機器 土木事業管理システム用機器 重油 県立学校コンピュータ教室用機器 県立学校ネットワーク用端末機器 小中学校ネットワークシステム用端末機器 警察情報ネット

トワーク端末装置 汎用電子計算機 警察情報通信ネットワークシステム  
△回線接続機器 交通管制センター中央処理装置

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成十九年六月中に同年十月一日から平成二十一年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。



(五二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

三千三百六十万キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県庁舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、その他の種目について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課

四 入札説明書及び仕様書の交付  
平成十九年二月二日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県総務部管財課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法  
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所  
山口県総務部管財課

七

(三) 受領期限

平成十九年三月十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年三月十五日午後一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課入札室

(二) 日時

平成十九年三月十五日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総務部管財課(電話〇八三一九三三一一二二〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Section in charge of contract: Property Management Division, General Affairs De-

partment, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and Quantity of the products to be purchased: Electricity, thirty three million and six hundred thousand kWh.

(3) Delivery period: April 1, 2007 to March 31, 2010

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi Yamaguchi-shi

(5) Section in charge of procurement and Contract point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi Yamaguchi-shi  
TEL 083-933-2210

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 14, 2007

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. March 15, 2007)

(五三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年三月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県サイクルスポーツクラブ

代 表 者 の 氏 名 吉次 浩一

主たる事務所の所在地 防府市大字植松七七四番地一

三 定款に記載された目的

山口県民に対し、環境への理解を深め、かつ、健康増進を図るためのサイクリング教室及びサイクルスポーツ競技会開催事業並びに自転車競技指導員養成講座事業を行うとともに、NPO及びその他の団体との協働に向けたネットワークを構築するための交流事業を行うことにより、排気ガスの減少、地域住民にとって住みよい環境社会の実現並びに健康増進及びスポーツの振興に寄与すること。



(五四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年三月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人宅老所ほほえみ

代 表 者 の 氏 名 岡 政 枝

主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字涌田後地三一番地一

(五五) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 日時

平成十九年三月七日(水曜日) 午前十時三十分から

二 場所

山口県庁共用第三会議室

三 公聴会において聴こうとする案件

イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画を樹立することについて

一 日時

平成十九年三月七日(水曜日) 午後一時三十分から

二 場所

		山口県庁共用第三会議室	
		三 公聴会において聴こうとする案件	
		ツキノワグマに係る特定鳥獣保護管理計画を樹立することについて	
		一 日時	
		平成十九年三月八日(木曜日) 午後一時三十分から	
		二 場所	
		下関市林業総合センター	
		三 公聴会において聴こうとする案件	
		二 ホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を樹立することについて	
		(五六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出	
		大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。	
		当該届出は、平成十九年二月二日から同年六月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。	
		平成十九年二月二日	
		山口県知事 二井 関 成	
		一 大規模小売店舗の名称及び所在地	
		名 称 ゆめタウン宇部	
		所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一	
		二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
		名 称 住 所	
		株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明	
		三 変更に係る事項の概要	
		変更に係る事項	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
		变更前	
		变更后	
		有限会社テレスポット中国	
		有限会社テレスポット中国	
		株式会社たけうち	
		株式会社たけうち	

四 届出年月日  
平成十九年一月十九日  
五 変更年月日  
平成十八年十二月十八日

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社 ニュートップ	株式会社 ニュートッ プ	株式会社 ニュートッ プ
	株式会社 システムジ ュウヨン	株式会社 システムジ ュウヨン	株式会社 システムジ ュウヨン
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	東京都新宿区百人町 一丁目二番五号	東京都新宿区百人町 一丁目二番五号	東京都新宿区百人町 一丁目二番五号
	宇部市居能町三丁目 一番三二号	宇部市居能町三丁目 一番三二号	宇部市居能町三丁目 一番三二号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	三和興産株式会社	三和興産株式会社	三和興産株式会社
	株式会社 システムジ ュウヨン	株式会社 システムジ ュウヨン	株式会社 システムジ ュウヨン
三和興産株式会社	池田 茂	池田 茂	池田 茂
	千葉 敏之	千葉 敏之	千葉 敏之
株式会社 ウォッチ・ビ ジネス・カンパニー	大阪府北区天神橋三 丁目七番九号	大阪府北区天神橋三 丁目七番九号	大阪府北区天神橋三 丁目七番九号
	下関市彦島江の浦町 二丁目一三番一七号	下関市彦島江の浦町 二丁目一三番一七号	下関市彦島江の浦町 二丁目一三番一七号
株式会社 システムジ ュウヨン	三和興産株式会社	三和興産株式会社	三和興産株式会社
	株式会社 システムジ ュウヨン	株式会社 システムジ ュウヨン	株式会社 システムジ ュウヨン
有限会社 鮮翔	有限会社 鮮翔	有限会社 鮮翔	有限会社 鮮翔
	株式会社 ウォッチ・ビ ジネス・カンパニー	株式会社 ウォッチ・ビ ジネス・カンパニー	株式会社 ウォッチ・ビ ジネス・カンパニー
株式会社 ウォッチ・ビ ジネス・カンパニー	吉田 恒彦	吉田 恒彦	吉田 恒彦
	川上 英敏	川上 英敏	川上 英敏
有限会社 鮮翔	石田 勝彦	石田 勝彦	石田 勝彦
	宮本 秀夫	宮本 秀夫	宮本 秀夫

(五七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の  
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年二月二日から  
同年六月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において  
公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

住所 広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の 合計	一九、八〇四平方メートル	二四、九七五平方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	三箇所	五箇所

四 届出年月日

平成十九年一月十九日

五 変更年月日

平成十九年九月二十日

(五八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成  
七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称  
電気

(二) 物品等の予定数量  
二百五十三万九千口ワット時

(三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間  
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間

(五) 納入場所  
山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づき資格審査において、その他の種目について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六條の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成十九年二月二日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分までの間、

山口県下関水産振興局総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県下関水産振興局総務課

(三) 受領期限

平成十九年三月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年三月十六日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局六階会議室

(二) 日時

平成十九年三月十六日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 白松 晃而

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県下関水産振興局総務課(電話〇八三二一六六一二四一)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and Quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,539,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2007 to March 31, 2008

(4) Delivery place: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimonoseki Fishing Port Local Wholesale Market

(5) Section in charge of procurement and Contact for inquiry: General Affairs Division, Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 0832-66-2141)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 15, 2007

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. March 16, 2007)

(五九) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、山口市御馬地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

山口市御馬地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年二月五日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六〇) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、萩市御蔵廻地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

萩市御蔵廻地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年二月五日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字山田字北河内

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下関市竹崎町四丁目二番三六号

株式会社山口銀行

一 開発区域に含まれる地域の名称

二 下松市瑞穂町二丁目  
 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 大阪市北区大淀中一丁目一番八八号  
 積水ハウス株式会社



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十九年二月二日  
 山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第一号**

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立安下庄高等学校の項及び山口県立久賀高等学校の項を次のように改める。

山口県立安下庄高等学校	大島郡周防大島町	本校	普通科	3	—														全日制課程普通科は、平成19年度から生徒募集を停止する。
山口県立久賀高等学校	大島郡周防大島町	本校	普通科 福祉科	3 3	— —														全日制課程普通科及び福祉科は、平成19年度から生徒募集を停止する。

別表の1の表山口県立久賀高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立周防大島高等学校	大島郡周防大島町	本校	普通科 福祉科	3 3	105 35														安下庄校舎及び久賀校舎を置く。
--------------	----------	----	------------	--------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------

別表の1の表山口県立吉国高等学校の項中「240」を「280」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中「160」を「200」に改め、同表山口県立徳山高等学校の項中「240」を「280」に改め、同表山口県立防府西高等学校の項中「240」を「200」に改め、同表山口県立大嶺高等学校の項を次のように改める。

山口県立大嶺高等学校	美 称	市 本	校 普通科	3	—													全日制課程普通科は、平成19年度から生徒募集を停止する。
------------	-----	-----	-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------

別表の1の表山口県立大嶺高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立青嶺高等学校	美 称	市 本	校	普通科	3	70												
				機械科	3	40												
				電気科	3	40												

別表の1の表山口県立美祿工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立美祿工業高等学校	美 称	市 本	校	機械科	3	—												全日制課程機械科及び電気情報科は、平成19年度から生徒募集を停止する。
				電気情報科	3	—												

別表の1の表山口県立豊北高等学校の項中「70」を「80」に改め、同表山口県立下関

工業能勢学校の項中

電子科	3	40																
材料技術科	3	—																

を「電子科 3 40」に改め、「全日制

課程材料技術科は、平成17年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立萩商工能勢学校の項中「70」を「40」に、「35」を「40」に改め、別表の4の表山口県立直学校的項及び山口県立豊田学校の項中「普通科 3 8」を「普通科 3 11」に改め、同表山口県立若国養護学校の項中「25」を「22」に改め、同表山口県立田布施養護学校の項中「57」を「45」に改め、同表山口県立周南養護学校の項中「14」を「17」に改め、同表山口県立徳山養護学校の項中「33」を「22」に改め、同表山口県立防府養護学校の項中「32」を「41」に改め、同表山口県立宇部養護学校の項中「53」を「55」に改め、同表山口県立豊浦養護学校の項中「14」を「28」に改め、同表山口県立萩養護学校の項中「25」を「14」に改める。

附 則  
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。